

令和元年度第1回病院長候補者選考会議議事要旨

日 時：令和元年10月15日（火） 10：30～11：50

場 所：中会議室

出席者：小笠原理事、永田理事、大路委員、寺田委員、西村委員、平井委員、
石川委員、森田委員

欠席者：村上委員

陪 席：國友副病院長、中尾クオリティマネジメント課長、富岡人事課長、
浅井課長補佐、北山人事係長

1. 議長について

小笠原委員から、前回の病院長候補者選考会議に引き続き、学長から指名（病院長候補者選考会議規程第5条第1項）され議長を務めることとなった旨、説明があった。

2. 病院長候補者選考会議委員の紹介について

小笠原議長から資料1に基づき、学外有識者の新委員2名の紹介があった。
引き続き各委員の紹介があった。

3. 病院長候補者選考会議の審議事項について

小笠原議長から、資料2-1に基づき滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考規程第4条に規定している病院長候補者の要件について、又資料2-2に基づき病院長候補者選考会議の審議事項は、滋賀医科大学医学部附属病院長選考会議規程第2条に規定している「病院長選考基準案の策定に関する事項」及び「病院長候補者の選考に関する事項」であるとの説明があった。

なお、本日の病院長候補者選考会議においては、病院長選考基準改訂案について審議願いたい旨、併せて説明があった。

また、滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考会議規程第7条において、原則複数の病院長候補者を選考することや選考理由等を学長に報告し推薦することが規定されていることについて、各委員の意見交換が行われ、順位を付して学長に推薦することが確認された。

4. 病院長候補者選考スケジュール（案）について

事務方から、資料3に基づき、病院長候補者選考スケジュール（案）について今回は学長選考日程との関係で、新学長が決定される11月25日（月）の翌日に病院長選考基準の公表及び病院長候補適任者の推薦について、全学メール及び滋賀医科大学ホームページにて通知すること等の説明があり、審議した結果、原案どおり承認された。

5. 病院長選考基準改訂案について

小笠原議長から、前回の病院長選考は、平成30年度に病院機能評価を受審するため病院長選考の透明性を確保することを目的に、改正医療法の施行前であったが、改正医療法に準じて選考を行ったこと、今回は改正医療法施行後の病院長候補者選考であることから、医療法、医療法施行規則及び厚生労働省通知を厳守して選考する必要がある旨、説明があった。

議事に入る前に平井委員から、文部科学省は学長のガバナンスを強化して大学運営を行っている現状でありながら、いくつかの大学病院で医療事故が発生したことに端を発し、厚生労働省は病院長候補者の選考について、医療法等で事細かに規定している。しかしながら、病院長候補者選考会議が次期病院長を選考するのではなく、病院長候補者を学長に推薦する諮問会議であり、あくまでも病院長の任命が学長の下で実施されることを学内に周知し、学長のガバナンスが弱まることのないよう留意しなければならないとのこと及び本学は単科の医科大学であることから、病院が大学経営に大きな影響力を持つことから、病院長は学長に次ぐ重要なポストであるとの発言があった。

事務方から、資料4-1に基づき改正医療法において、特定機能病院及び病院長に求められる要件のうち、医療の高度の安全を確保することや管理者の医療安全管理責任者等としての業務経験を有することが詳細に規定されていること、また、病院長の選任にあたり、医療の安全の確保のため必要な資質及び能力も厚生労働省通知で規定されているとの説明があった。

引き続き事務方から資料4-3に基づき前回の病院長選考時の選考基準及び資料4-4に基づき、選考基準改訂案の説明があった。特に厚生労働省通知において、病院長の資質及び能力について「医療安全業務の経験や、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力が含まれること。」とされているが、医療法及び医療法施行規則の規定を鑑み、資料4-7に基づく他大学の事例を踏まえ、「経験や」を「経験と、」として「医療安全管理業務の経験と、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力等を有する

者」としたことの説明があった。

各委員の意見交換が次のとおり行われ、審議の結果、病院長選考基準改正案が一部修正され役員会に附議されることとなった。

【改訂案修正箇所】

1. ~~人格が高潔で、学識が優れ、~~優れた学識とともに、豊かな人間性と高い倫理観を持ち、かつ、大学における教育・研究・診療活動を適切にかつ効率的に運営することができる者
4. 「滋賀医科大学医学部附属病院の理念及び基本方針」及び「滋賀医科大学中期目標（附属病院に関する目標）等」を実現できる者。

【改訂案どおり】

2. 医療安全管理業務の経験と、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力等を有する者。

【意見交換】

- ・滋賀医科大学附属病院の基本である「社会貢献」の文言が必要である。
- ・新学長選考時に学長選考会議が決定した滋賀医科大学学長像で示されている「高い倫理観」とのコンプライアンス意識の整合性を図る必要がある。
- ・単科の医科大学の病院長と、総合大学の病院長では、病院長の位置付けが異なる。学長と病院長は大学運営の両輪であることから滋賀医科大学学長像も意識する必要がある。
- ・新学長の意見が尊重されなければならない。

6. 所信調書の課題（様式4号）について

小笠原議長から、滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考会議規程第6条第4項に規定する提出書類において、「病院長候補適任者所信調書（様式4号）」についてフリーハンドによる記載では、得意の分野のみ記載されることが考えられ、審査も困難であることから前回同様の課題を定めることについて資料5に基づき説明があり、各委員の意見交換が行われ、審議の結果、課題に対する対応策だけではなく、病院長としてのビジョンを明確に示していただく必要があるとの結論に達し、①から⑤の課題に加え、文字数自由で「ビジョン」を提出願うこととなった。

7. 滋賀医科大学医学部附属病院長候補適任者推薦要綱について

小笠原議長から、資料6に基づき、11月26日付けで全学メールする推薦要綱について説明があり、滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考会議規程第6条第2項

に規定する病院長候補適任者を推薦できる者について、他職種連携における病院運営の現状、事務職員が推薦者に規定されていないことについて問題提起があり、審議の結果、事務部長（病院担当）を推薦できる者に追加することを学長に提案し、学長の了承が得られれば、役員懇談会で意見交換の上、11月13日開催予定の役員会で規程改正について審議願うこととなった。

8. 病院長候補者選考会議委員の略歴の公表について

事務方から資料4-2に基づき厚生労働省通知により委員の経歴についても公表することと規定されたこと、資料7に基づき公表する委員名簿に略歴を追記することが説明され、審議の結果、一部修正の上、原案どおり公表することが承認された。

9. その他

事務方から資料4-2に基づき、従前は理事の中から学長が病院長を任命していたが、前回からの病院長選考においては、病院長が理事に任命されない場合も想定されること、この場合、現職の教授が病院長に任命された場合は、管理職手当等を検討し待遇改善を図ることが考えられること、外部の者や本学を定年された方が病院長に任命された場合は、病院長として雇用することとなり、新たに就業規則を制定し処遇等を決定することとなる旨、説明があった。